

議 事 日 程

平成 3 0 年 第 6 回 定 例 会
6 月 2 1 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認 (第 5 回定例会)
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
 - 1 議案第 1 7 号 五所川原市通学区域審議会委員の決定について

※ 次回定例会開催予定日 平成 3 0 年 7 月 2 0 日 (金) 午後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

平成 3 0 年

五所川原市教育委員会

第 6 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

- 1 議案第17号 五所川原市通学区域審議会委員の決定について . . . P 1

議案第 17 号

五所川原市通学区域審議会委員の決定について

次の者を五所川原市通学区域審議会委員として決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 21 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

五所川原市通学区域審議会条例第 3 条第 2 項の規定により、五所川原市通学区域審議会委員の決定について同意を求めるため提案するものである。

○五所川原市通学区域審議会条例

平成17年3月28日五所川原市条例第84号

五所川原市通学区域審議会条例

（設置）

第1条 五所川原市立（以下「市立」という。）の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の通学区域（以下「通学区域」という。）の適正を図るため、五所川原市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、通学区域の新設又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1）市立の小学校及び中学校の父母と教師の会の代表者
- （2）市立の小学校長及び中学校長の代表者
- （3）学識経験のある者
- （4）前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員5人以内を置くことができる。

4 特別委員は、当該地域の学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。